

# 第1期川崎市多文化共生社会推進協議会

## 報告書

2022（令和4）年3月

## ◎目 次

1	はじめに	1
2	個別課題の検証について	1
	(1) 日本語指導	1
	指針2 多文化共生教育の推進 (1) 就学の保障と学習支援	
	重点課題2 日本語学習支援の拡充	
	(2) 学習支援 (外国につながる子どもの学習サポートをしている寺子屋)	4
	指針2 多文化共生教育の推進 (1) 就学の保障と学習支援	
	(3) 地域における学習支援	
	(3) 学習支援 (地域みまもり支援センター等の取組)	8
	指針2 多文化共生教育の推進 (3) 地域における学習支援	
	(4) 施策推進の地域拠点づくり	12
	指針1 行政サービスの充実 (2) 情報提供・相談窓口	
	指針4 共生社会の形成 (5) 国際交流センターの活用	
	重点課題3 施策推進の地域拠点づくり	
	(5) 多文化共生推進課について	17
	指針5 施策の推進体制の整備 (1) 行政組織の充実	
	(6) その他の施策について	18
	A. 外国人市民情報コーナー、タブレット端末を活用したテレビ通訳サービス等	18
	指針1 行政サービスの充実 (2) 情報提供・相談窓口	
	B. 居住支援の取組	19
	指針1 行政サービスの充実 (6) 住宅	
	重点課題4 差別解消施策の検討	
	C. 緊急速報メールの多言語翻訳	20
	指針1 行政サービスの充実 (7) 防災	
3	指針改定について (1) 指針改定に関する第1期の審議経過	21
	(2) 指針改定に関して出された意見	22
4	おわりに	23
資料編		
資料1	第1期川崎市多文化共生社会推進協議会 委員名簿	24
資料2	川崎市多文化共生社会推進指針 概要図	25
資料3	第1期川崎市多文化共生社会推進協議会 会議開催経過	26

## 1 はじめに

川崎市多文化共生社会推進協議会は、前身である川崎市人権施策推進協議会多文化共生社会推進指針に関する部会から、川崎市附属機関設置条例別表第1に基づき設置される独立した機関となり、名称も「川崎市多文化共生社会推進協議会」（以下「本協議会」という。）に改められた（2020（令和2）年4月1日）。所掌事務は、「国籍、民族又は文化の違いを豊かさとして生かし、全ての人が互いに認め合う多文化共生社会を実現するための施策の推進に関する指針その他当該施策の推進に必要な事項に関して調査審議すること。」（川崎市附属機関設置条例別表第1）である。委員及びその任期については、資料1を参照されたい。

第1期（2020（令和2）年度、2021（令和3）年度）の本協議会では、川崎市多文化共生社会推進指針（以下「指針」という。）に基づく施策の推進状況等についての個別課題の検証及び指針の改定についての審議を行った。審議は、「川崎市多文化共生社会推進指針に基づく施策の実施状況及び推進計画一覧」（以下「一覧」という。）の2020（令和2）年度版及び2021（令和3）年度版、並びに必要に応じて行った参考人へのヒアリングの結果等に基づき行った。指針の概要については資料2、審議経過については資料3をそれぞれ参照されたい。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、会議の開催時期等に影響が出た。また、会議は対面で行ったが、会議開催の際には委員及び事務局職員、参考人等、参加者の体調の把握、着席間隔の十分な確保など、事務局とともに感染防止に努めた。

## 2 個別課題の検証について

### （1）日本語指導

#### 指針2 多文化共生教育の推進

##### （1）就学の保障と学習支援

- ③ 日本語指導が必要な児童生徒に対し、生活に必要な日常語、学習に必要な言語の習得支援の充実に努めます。

#### 重点課題2 日本語学習支援の拡充

外国人市民が自立した生活を送るためにも、子どもから大人までを対象とした日本語の学習支援の拡充が求められています。

#### a. 施策の取組状況（市民文化局多文化共生推進課、教育委員会教育政策室人権・多文化共生教育担当）

\*ヒアリングを実施した所管課（室）等をゴシック体で表記している。

#### ア. 支援体制の再構築

- ・ 2019（令和元）年度までは担当職員が日本語指導等協力者（ボランティア）を探し、配置していたが、日本語指導が必要な児童生徒の急増と多国籍化している現状に対応しきれなくなっていた

ため、2020（令和2）年度より、日本語の初期支援を委託化した。

- ・ 日本語指導初期支援員による支援と、国際教室または日本語指導巡回非常勤講師による指導の二本立てで、日本語指導が必要な児童生徒への支援体制を構築した。

#### イ. 日本語指導初期支援員による日本語学習支援

- ・ 児童生徒の母語を話せる日本語指導初期支援員を配置して、学校生活適応と日本語学習を支援している。
- ・ 原則週2回、1回2時間、計100時間の支援を行っており（「時間」は時計時間）、保護者との連携もサポートしている。中学生から支援を始めた場合、義務教育終了段階での基礎的な力を育成するために、50時間の延長を可能としている。初期支援終了時に日本語の習得状況を確認するとともに、児童生徒の希望を確認して延長を決定している。

#### ウ. 国際教室での指導または日本語指導巡回非常勤講師による指導

- ・ 初期支援の初期においては、日本語指導初期支援員と教員で並行しながら「特別の教育課程」による日本語指導を実施している。初期支援終了後も教員が継続的に支援・指導している。
- ・ 「日本語能力の向上」と「日本語で教科学習に参加できる力の育成」を目指して指導している。
- ・ 日本語指導が必要な児童生徒が5名以上在籍している学校に教員を加配し、国際教室を設置している。2020（令和2）年9月現在、小学校31校、中学校6校に設置している。
- ・ 国際教室では、取り出し指導を中心として、児童生徒の実態に応じた指導を進め、日本語指導や学校生活への適応支援、教科学習の補充等を行っている。
- ・ 日本語指導体制の充実を図るために、国際教室の設置がない少数（1～4名）在籍校にも、非常勤講師による週1回の巡回指導を実施している。また、多数在籍校（30名以上）にも非常勤講師の加配を行い、きめ細やかな指導の実施を図っている。
- ・ 2020（令和2）年9月現在、巡回指導を実施している小学校は51校、中学校は27校である。

#### エ. その他

- ・ 日本語学習支援に関連し、児童生徒や保護者とのコミュニケーション支援のために、学校、教育機関等に通訳機（ポケトーク）を配付している。入学当初の意思疎通を支援したり、学習場面を支援したりしている。また、保護者との連絡相談等でも活用されている。通訳機の配付数は2019（令和元）年度は40台、2020（令和2）年度139台、2021（令和3）年度38台であった。
- ・ 2020（令和2）年度から、教育委員会の委託事業として通訳・翻訳派遣事業を開始した。児童生徒への指導や相談が必要な場合や、保護者との意思疎通を緊密に行いたい時など、通訳機では対応できないような場合に依頼し、母語でのサポートを受けながら相談等が行えるようにしている。派遣は1回2時間である。

#### オ. 所管課（室）としての今後の課題

- ・ 日本語指導が必要な児童生徒が急増しており、多国籍化も進んでいる。実態やニーズも多様化しているため、一人ひとりに応じた支援を進めていく必要がある。日本語指導初期支援事業の充実とともに、関係部署や関係機関との連携をさらに進める必要がある。

#### b. コメントと今後の課題

##### ア. 新しい日本語学習支援体制について

- ・ 川崎市が30年以上にわたって実施していた日本語指導等協力者派遣事業が見直されたことから、新たな日本語学習支援体制を確認するため、教育委員会教育政策室人権・多文化共生教育担当にヒアリングを実施した。
- ・ 日本語指導を必要とする児童生徒の増加と多言語化に対応するため、委託事業に変更したことで、初期支援員の確保や配置の業務、勤務状況や時間数の管理等が安定的に実施できるようになったとのことである。なお、日本語支援が必要な児童生徒は小学校547人、中学校177人の計724人（外国籍561人、日本国籍163人）である（令和2年5月1日付「特別の教育課程実施計画」）。このうち川崎区の小中学校児童生徒が約61%を占める。
- ・ 初期支援員の資格と研修について尋ねたところ、委託業者において次の条件を踏まえつつ登録と研修を行っているとのことであった。条件とは、支援員が外国籍である場合は、日本語能力試験1級程度の能力及び本業務において必要な教授技術を有する者であり、日本国籍である場合は、日本語教育能力検定合格者または日本語教師養成講座420時間修了程度の能力を有する者で、ひとつ以上の第二言語の語学力が外国籍指導員において必要とされる資格と同等以上の能力を有する者である。
- ・ 初期支援実施期間における初期支援員と教員との連携・協力について尋ねたところ、初期支援員は基本の計画に基づいて支援し、実施した内容を記録し、教員はその状況を踏まえつつ日本語学習の復習や補充等を行いながら、教科学習も見据えた指導を行っているとのことであった。また、母語による初期支援が終わってから教員による日本語指導を行うということではなく、初期支援を行いつつ、教室での日本語指導を行う体制になっているとのことである。
- ・ 国際教室設置校と非設置校の日本語指導の頻度や時間数の違いについて尋ねたところ、国際教室設置校の間でも、日本語指導を必要とする児童生徒の人数や実態によって時間数に違いが生じており、同じく、国際教室と巡回指導の間でも違いがあるとのことであった。しかし、巡回非常勤講師派遣の開始により、着実かつ継続的な指導ができるようになったとのことであった。また、巡回指導の時間数で足りない場合は、特別支援コーディネーター等によって取り出し時間を増やすなどの対策を取るよう呼び掛けているとのことである。
- ・ 新しい日本語学習指導体制は、手厚い指導の体制となっており、また、国際教室のない学校にも巡回非常勤講師を派遣するなど、施策に進展があったと評価できる。
- ・ ただし、新しい支援体制の下で手厚い支援が行われるだけに、複数の先生（初期支援員、日本語指導教員、担任の教員）が一人の児童生徒に関わることになり、児童生徒の側が十分に消化できないおそれも考えられる。指導者間の連携を密に図ることはもちろんのこと、教育委員会において新しい支援体制の効果や課題の検証、保護者や児童生徒のニーズの把握を行うことが必要だろう。
- ・ 近年、外国人市民のプロフィールや将来計画も多様化しており、保護者が学校での日本語学習に期待する内容もさまざまである。初期支援員は母語を用いた日本語学習支援を行っているが、母語の使用を望まない保護者もいる。日本語の効果的習得に母語が必要であるならば、そうした保護者への十分な説明も必要であろう。
- ・ 保護者の日本語習得が進まない場合、将来、子どもと保護者との間の意思疎通に問題が生じることも考えられる。保護者への日本語学習機会を増やすことも大切である。また、将来の帰国を計画している保護者からすれば、子どもへの母語の継承という点も大切となってくる。母語継承を望む外国人市民に対し、学校外で母語を学ぶ機会の確保など、ボランティアや市民団体との連携も視野に入れる

べきだろう。

- ・ いずれにせよ、子どもの学習権、教育を受ける権利という視点から、多様な学習機会の確保が必要である。

#### イ. 義務教育の前と後の教育

- ・ 就学前児童が日本語に触れる機会について尋ねたところ、小学校就学前への支援として、大人クラスと子どもクラスに分かれて日本の学校生活への理解を深める会を企画し、2019（令和元）年度より、プレスクールとして実施していることが紹介された。また、幼稚園・保育園では問題なく過ごしていた子どもたちが、小学校に入学して国語の授業が進んでいくと、音読ができない、文字が覚えられないなどの困難にぶつかる事例があることも紹介された。
- ・ 小学校入学によって、問題や困りごとに直面する例があることから、乳幼児や就学前の段階からの種々の日本語支援・指導が必要である。
- ・ また、現在行われているプレスクール事業の拡大、前倒しなど、小学校入学までに必要なことがらなどを早い段階で保護者に周知すること、実際に小学校入学によって問題や困りごとに直面する事例があることを知らせる必要もあるのではないか。
- ・ 外国につながる子どもたちの高校退学率が高い実態を踏まえれば、高校進学までを目標とするのではなく、高校を卒業できる学力や学ぶ意欲を義務教育段階で身に付けさせるという視点で日本語指導や学習支援を行ってほしい。
- ・ また関連して、高校進学説明会については、公益財団法人川崎市国際交流協会（以下「国際交流協会」という。）が神奈川県教育委員会やNPOなどと連携して行っている高校進学ガイダンスと川崎市教育委員会が行っている川崎市立高校の説明会がある。中学生や保護者の視点に立てば、連携して行うことが望ましく、それにより中学生や保護者の理解が一層深まるだろう。

#### ウ. その他

- ・ 教育委員会の委託事業として始めた、通訳・翻訳派遣事業のメリット、デメリットについて尋ねたところ、メリットとして、全区で実施できるようになったこと、通訳を依頼できるという安心感を学校・児童生徒・保護者が持てるようになったことがあげられた。逆に、デメリットとしては、派遣手続の都合上、派遣希望日時に実際に派遣できる日時を合わせることが難しい点があげられた。また、予算が膨らんでいくことに懸念が示された。
- ・ 手続上、急な派遣要請に応えることは難しいかもしれないが、必要な派遣ができるよう、予算確保に努めてほしい。

### （2）学習支援（外国につながる子どもの学習サポートをしている寺子屋）

#### 指針 2 多文化共生教育の推進

##### （1）就学の保障と学習支援

- ③ 日本語指導が必要な児童生徒に対し、生活に必要な日常語、学習に必要な言語の習得支援の充実に努めます。

##### （3）地域における学習支援

- ① 日本語学習をはじめとする学習支援等の充実に努めます。

a. 施策の取組状況（市民文化局多文化共生推進課、教育委員会教育政策室人権・多文化共生教育担当、教育委員会生涯学習推進課、国際交流協会交流事業課）

\*ヒアリングを実施した所管課（室）等をゴシック体で表記している。

- ・ 「地域の寺子屋事業」は、①子どもたちにさまざまな学習機会を提供することにより、学ぶ意欲の向上や豊かな人間性の形成を図る、②地域ぐるみで子どもの教育、学習をサポートする仕組みづくりにより、地域の教育力向上を図る、③シニア世代をはじめとする地域人材の知識と経験を活かして、多世代で学ぶ生涯学習の拠点をつくるという3つの目標を掲げ、教育委員会が2014（平成26）年から始めた事業であり、放課後に週1回の学習支援、週末に月1回程度の体験活動を実施している。
- ・ 寺子屋は、中学校区地域教育会議、総合型地域スポーツクラブ、NPO団体、学校運営協議会、PTAのOB・OGや町内会の人々などが協力して立ち上げた実行委員会など、さまざまな形態の団体により主体的に運営されている。
- ・ 各寺子屋では、「コーディネーター」が中心となり、学習支援や体験活動の計画や運営、事務的作業を担い、「寺子屋先生」が当日のサポートを担っている。
- ・ 日本語支援が必要な児童生徒が増加するなか、寺子屋に携わる人々のほとんどが日本語指導の経験やノウハウがなく、通常の寺子屋で受け入れることが難しいことから、適切な手法の検討に向けた試験的な取組として、2018（平成30）年度から、社会福祉法人青丘社（以下「青丘社」という。）や国際交流協会の協力を得て、宮前小学校と住吉小学校の寺子屋の分教室を開設した。
- ・ 外国につながる子どもの寺子屋の目的は、寺子屋事業の目標に加え、外国につながる子どもが安心して参加できる居場所づくりを進め、子どもたちに寄り添い、学ぶ意欲の向上や豊かな人間性の形成を支援することである。
- ・ 2020（令和2）年度は、宮前小学校、川崎小学校、幸町小学校、住吉小学校の4つの小学校の寺子屋分教室を実施した。川崎市国際交流センター（以下「国際交流センター」という。）では、「寺子屋すみよし分教室」として、外国につながる子どもの学習支援事業（「外国につながるこどものための寺子屋」）を実施した。対象は市内全域であり、2020（令和2）年度は延べ412名の参加があった。

b. コメントと今後の課題

ア. 目的と活動

- ・ 「地域の寺子屋事業」を所管する教育委員会生涯学習推進課と、「寺子屋すみよし分教室」を国際交流センターで運営している国際交流協会交流事業課にヒアリングを実施した。
- ・ 外国につながる子どもの寺子屋が4分教室であることから、他の寺子屋に外国につながる児童や日本語支援が必要な児童が来ていないかどうかを尋ねたところ、地域の寺子屋事業では、外国につながる児童の有無を把握することはしていないが、寺子屋コーディネーターから、日本語支援が必要な子どもに関する相談があった場合、寺子屋分教室へ相談するなどの対応を検討していくとのことであった。
- ・ 学習支援以外の活動内容について尋ねたところ、日本の生活習慣や四季折々の催しを行い、その中

で子どもたちが参加し、体験できるような工夫をしているとのことであった。

- 外国につながる子どもの居場所づくりが目的の1つとされていることから、そのために心掛けていたり工夫について尋ねたところ、子どもたちが「ありのままの自分でいられる」「安心して過ごすことができる」「子ども自身が来たいと思える」ような場を目指しているとのことであった。また、工夫としては、毎回行う「振り返りミーティング」で児童の様子を共有したり、疑問点はアドバイザーに助言をもらったり、全体での話し合いを行っているとのことであった。さらに、国際交流センターの事業として、「外国につながる子どもたちの教育課題を考えるフォーラム」など、外国につながる子どもの課題を理解するための研修を開催しているとのことであった。
- 寺子屋分教室を実践して感じた成功例や難しさについて尋ねた。成功例としては、子どもたちにとっての共通言語が日本語であるため、学習だけでなく遊びや体験を通して、子ども同士の関わりが増えてきていることや、寺子屋分教室で友だちができること、寺子屋分教室が居場所になることで、「わくわくプラザ」やこども文化センターに行くことができるようになるなど、行動範囲を広げるきっかけになっていることが紹介された。また、寺子屋先生からは、「笑顔を見せてもらえた」「これまで言葉を発しなかった子どもが急に活発に話をするようになった」などの例が報告されることもあるとのことであった。
- 難しさとしては、子どもたちのそれぞれの家庭環境、生育言語環境、国籍、発達段階に応じた支援が必要でもあるため、週1回の活動のなかで行うことの難しさが述べられた。また、寺子屋先生からは、「なかなか心を開いてもらえない」「言葉を返してもらえない」などの例が報告されることもあるとのことであった。
- ヒアリング結果等から、外国につながる子どものための寺子屋が、子どもたちが自己肯定感を持てる場、安心感が持てる場、つまり、子どもたちにとっての居場所になっていることがわかる。子どもたちにとって、自分を理解している大人がいるということの大切さもわかる。こうした点において、寺子屋の目的は果たされており、この点を高く評価できる。教育委員会や協力団体としても、課題を認識しているようであるが、事業の継続が必要であり、さらなる発展が望まれる。
- 寺子屋が地域ぐるみで子どもの教育、学習をサポートする仕組みであり、地域人材の知識と経験を活かして、多世代で学ぶ生涯学習の拠点をつくるという趣旨であることから、地域で寺子屋を実施し運営するという盛り上がりが必要であり、それが寺子屋の広がりへのネックになっているようである。そのためにも、それぞれの地域に外国人市民がいることを認知してもらう必要があり、外国人市民が地域の種々の活動に積極的に参加できる環境づくりが必要であろう。

## イ. 課題

### ①ニーズへの対応

- 寺子屋が意義のある事業であるからこそ、子どもたちや保護者にとって一層使いやすく、通いやすい場にする必要がある。
- 利用児童及び保護者の意見やニーズを把握しているかどうかを尋ねたところ、寺子屋分教室では参加に際して児童や保護者との面接を実施して学習についての希望を聞いていること、寺子屋での学習支援の取組を説明していることが紹介された。
- 生涯学習推進課からは、児童・保護者に共通して、週1回ではなくもっと回数を増やして欲しいとの声が多くあることが紹介された。また、児童から「漢字を覚えたい」「九九を覚えたい」など要望



が出されれば、個々の状況に応じて対応しているとのことであった。また、保護者からもさまざまな相談がなされ、寺子屋分教室が保護者にとっての相談の場所になっているとの認識が示された。

- ・ 国際交流協会からは、保護者から、「来日したばかりなので日常会話を勉強したい」「学校の勉強についていけるようにして欲しい」「日常会話はできるので日本の文化や習慣を身に付けさせたい」「友達ができるようにして欲しい」などの声があることが紹介された。
- ・ 児童や保護者のニーズにすべて応えることは難しいだろうが、通いやすい場づくりへの取組を継続してもらいたい。また、子どもを通わせている保護者にとっても、気軽に話せ、相談できる場になっており、この点も寺子屋の意義として評価できる。

## ②学習支援者の確保

- ・ 学習支援者（寺子屋先生）の人材確保について尋ねたところ、生涯学習推進課からは、日本語支援を実施している市民グループの協力や、かつて学習支援を受けていた子どもたちが大人になり、学習支援者として協力を申し出てくれるなど、これまでのつながりで支援者を増やしているとのことであった。国際交流協会からは、支援者として申し出る人は少なくないが、「外国につながる子どもの寺子屋」の趣旨を理解し、実践できる人ばかりではないことが紹介された。そのため、学習支援スキル以上に、外国につながる子どもの支援を行う上での知識（外国につながる子どもが置かれている背景や課題、支援する上での留意点など）等も含めた研修が必要であることが述べられた。
- ・ また、子どもの抱えている課題がそれぞれ違い、支援者の数も限られているなか、支援者と子どものマッチングが難しいとのことであった。また、コーディネーターの育成が課題であるとも述べられた。さらに、寺子屋の時間終了後に、振り返りミーティングを行い、交代で進行役を担う経験や、支援者の相互学習の蓄積によって、支援者全体の質の向上も必要であるとの認識が示された。
- ・ さらに、回数を増やしてもらいたいというニーズに応えるためにも学習支援者を増やし、会場を確保することが課題であるとの認識が示された。
- ・ 寺子屋終了後の振り返りミーティングはとても大切な取組であるだろう。ボランティアとして参加する支援者も悩むことがあり、それを解消し、ともに学ぶことができる機会が必要である。こうした機会を設けることで、人材確保につながると同時に、多文化共生社会の推進に資すると言える。
- ・ また、それぞれの寺子屋内部での相互学習だけでなく、寺子屋教室全体のフォーラムや外国につながる子どもに関わる人々や団体が体験や知見を持ち寄るフォーラムも重要である。
- ・ 誰に支援者になってもらうかというスクリーニングについては、コーディネーターだけでなく主催団体も責任をもって関わるべきであろう。

## ③関連機関相互の連携の必要性

- ・ 教育委員会生涯学習推進課から「寺子屋分教室を実施して見えてきた課題」として示された、「日常生活に関する相談への対応」「学校との連携のあり方」について尋ねたところ、外国につながる子どもの寺子屋を利用している児童の保護者から、学校からの手紙や区役所からの通知に対する相談を受けることがあり、できる範囲での相談・支援に対応していることが紹介された。また、寺子屋コーディネーターや寺子屋先生だけでは解決できない課題については、さまざまな主体と連携して解決することが大切であるため、学校等を含めた庁内関係部署との連携を深めていきたいとのことであった。
- ・ 日本語学習や学習支援の取組が種々ある中で、外国につながる子どもたちの寺子屋の位置づけを考

えていくことが大切である。日本語学習や学習支援についての学校の補完と位置付けることもできる一方、居場所、地域の人々の交流の場、大人との交流の場という側面を押し出すことも考えられよう。こうした点も含め、子どもに関わる機関相互の連携と共通理解が必要であろう。

#### ウ. コロナ禍での運営・活動

- ・ コロナ禍にあつて、学校休校期間中、寺子屋は実施していなかったが、寺子屋に協力するグループが独自に支援したり、国際交流協会職員が連絡を取ったりしていたとのことであつた。
- ・ 寺子屋分教室再開後に気付いた点を尋ねたところ、生涯学習推進課から、休校中に日本語に接する機会が減つたため日本語を忘れかけていた子どももいたことが紹介された。
- ・ 寺子屋のオンラインでの実施については、各家庭の電子機器や通信環境が異なることや、寺子屋の趣旨からして、オンラインでの実施には懸念が残るとのことであつた。
- ・ 寺子屋の目的や趣旨からして、オンラインでの支援には限界があるかもしれない。しかし、コロナ禍の経験と工夫事例を集めて分析することで、対面での実施が困難な場合や災害からの復興時期など、危機の下での寺子屋の継続の方法を構築することも大切だと考える。

### (3) 学習支援（地域みまもり支援センター等の取組）

#### 指針 2 多文化共生教育の推進

##### (3) 地域における学習支援

- ① 日本語学習をはじめとする学習支援等の充実に努めます。

- a. 施策の取組状況（教育委員会生涯学習推進課、川崎区役所地域みまもり支援センター地域ケア推進課、幸区役所生涯学習支援課、麻生区役所地域みまもり支援センター学校・地域連携担当）

\*ヒアリングを実施した所管課（室）等をゴシック体で表記している。

#### ア. 川崎区における外国につながる小中学生学習支援事業

- ・ 川崎区に居住する来日して3年以内程度の外国につながる小中学生を対象に、日本語に不慣れな外国につながる小中学生が学校生活や地域生活に適応し、健全で安心な生活が送れるようにすることを目的に、青丘社との共催により外国につながる小中学生学習支援事業を2020（令和2）年度より実施している。
- ・ 2017（平成29）年度、青丘社が「いきいきかわさき区提案事業」に応募し、「外国につながる小中学生学習支援・居場所づくり」を事業提案し、採択され、2年間委託事業として実施した。2年間の実施実績を評価し、また、外国人住民人口が市内で最も多く、日本語に不慣れな子どもや保護者に対する支援や、不登校・引きこもり等で悩む家庭などに対する支援について、それぞれの家庭状況に応じた適切な対応を進めていく必要があるという川崎区の現状と課題を踏まえて、2019（令和元）年度、川崎区地域課題対応事業として新規事業化したものである。ただし、2020（令和2）年度は、教育文化会館実施分を、教育委員会が実施する「寺子屋みやまえ分教室」と合同で実施した。2021（令和3）年度は、教育文化会館実施分は教育委員会が実施し、川崎区としては、桜本地区

開室分を川崎市ふれあい館（以下「ふれあい館」という。）において、地域課題対応事業として実施した。

- ・ 主な取組内容は、学校の授業等を理解する程度に必要な日本語能力を習得するための支援、教科の基礎学習の支援、日本語に不慣れなこと等に起因する孤立を防ぐための居場所づくりの3点である。
- ・ 桜本地区において、小学生教室を週1回（年間47回程度）、中学生教室を週2回（年間86回程度）開室した。2020（令和2）年度では、小学生教室の登録者は14名、各回の出席者は8名程度、中学生教室の登録者は25名、各回の出席者は10名程度であった。中学3年生10名全員が高校に進学した。
- ・ 毎週の学習支援とは別に、それぞれ交流イベントを実施した。
- ・ 2021（令和3）年度は、6月時点において、小学生教室の登録者は14名、中学生教室の登録者19名である。非漢字圏をルーツに持つ子どもが増加し、多国籍化が進んでいる実態がある。
- ・ 事業に関わる支援者・スタッフは、コーディネーターとして、元学校教育関係者を小学生教室に1名、中学生教室に2名配置している。また、学習支援員を小学生教室に2名、中学生教室に3名配置している。その他、教室卒業生や高校生、大学生等が事業に協力し関わっている。
- ・ 事業実施で見えてきたことは、学習に対する不安や進路のこと、新型コロナウイルス感染症拡大による自粛疲れについて等、子どもがスタッフに相談できる関係ができていて、学校や地域に馴染めないため、サポートやフォローが必要な家庭が多く、不登校につながるケースもあること、保護者の就労状況を含めて、生活基盤が安定しておらず、家庭に課題を抱えているため、社会的な支援の必要性が高いこと、子どもの学習に関する相談に加え、保護者からの生活相談も増加していること、卒業、入学を含めて、学校関係の書類や手続に関しての相談が多いことである。

#### イ. 幸区と麻生区における取組

- ・ 2012（平成24）年度より、日本語の理解力にサポートを必要とする外国につながる小中学生を対象に、学習サポート教室を実施している。2019（令和元）年度と2020（令和2）年度は、毎週1回のペースで、東小倉小学校で実施した。ただし、2020（令和2）年4～8月は新型コロナウイルス感染症対策のため中止した。参加小中学生数は、2019（令和元）年度は延べ391人、2020年度は延べ118人であった（幸区役所）。
- ・ 外国につながる児童生徒の学習を地域で支援するため、外国籍等子ども学習支援事業として、市民団体による、日本語を母語としない児童生徒に対し、学校内（授業中・放課後）での個別指導と公共施設を使った集団支援を実施した。個別指導、集団支援等を実施した児童生徒数は、2020（令和2）年度、小学校13人、中学校5人であった（麻生区役所）。

#### б. コメントと今後の課題

##### ア. 学習支援と家庭に対する総合的支援、福祉と教育の連携

- ・ 川崎区、幸区、麻生区で行われている取組は、学習支援と家庭に対する総合的支援、教育と福祉を総合的に捉える視点を持っていることが特徴である。本協議会としても、関心を持っていることから川崎区役所地域みまもり支援センター地域ケア推進課にヒアリングを行った。
- ・ 学習支援の場での気になる児童生徒の状況や保護者の相談について、青丘社と川崎区役所地域ケア推進課が情報共有をしており、実際、保護者から子どもの不登校や親子関係で相談があったとき

は、地域支援課の地域サポート担当（社会福祉職）につなぎ、学校、保護者、地区担当の社会福祉職での面談へとつながった例があったとのことである。こうした場合も、必要があれば通訳を伴い面談を行っているとのことである。

- ・ 外国につながる小中学生学習支援事業で実施される教室（以下、この項に限り「教室」という。）に通う児童生徒の保護者からの生活相談の実例について尋ねたところ、例えば、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による保護者の収入減や失業等に関する当面の生活資金に関する相談、学習支援に通っている子どもの下の子の保育園関連の相談、在留資格更新に関する書類についての相談、転居先探しについて、就労に関する相談、私立高校進学に向けた学費準備について、不登校気味の子どもとの状況（ゲーム依存気味、スマホの使い方）と、それに対する保護者のストレスについて、新型コロナウイルスワクチンの接種予約についてなどがあったとのことである。また、そうした相談に対して、住宅確保給付金申請の検討や生活維持のための緊急小口資金（社会福祉協議会）の申請等につなげるなどの対応をしたことも紹介された。
- ・ また、こうした相談から、保護者たちは、市が提供する情報と生活していく上で必要な情報とのギャップを感じているようであることや、保護者自身が日本語を学習する場を求める要望が多いことも紹介された。識字・日本語学級は各区の市民館等で行われているが、曜日時間が合わないことで参加できない場合もあるようである。
- ・ 「居場所づくり」の観点から本事業で大切にしているコンセプトや方針を尋ねたところ、子どもたちにとって安心した居場所となるためには、子どもを通わせる保護者が学習支援の場に安心感を持つことが必要だという考えのもと、子どもも保護者もいつでもふれあい館に来てよいこと、何でも相談してよいことを伝えているとのことであった。実際そうすることで、学習支援の場やふれあい館に対して、保護者が安心感を持つことができ、それによって子どもも安心して学習の場に来ることができるとい状況となっているとのことであった。
- ・ また、母語で話をするのできる学習支援者や事業に携わるスタッフがいることで、安心感をもたらしているとのことであった。
- ・ ヒアリング結果等から、教室が子どもたちの学習支援の場だけでなく、保護者の相談の場になっており、教育と福祉の連携を図ろうとする目的が果たされていることがわかる。
- ・ また、本事業は小学生と中学生が対象であるが、子どもの学習権の保障という観点からは、就学前児童や中学校卒業後の子どもたちに対する支援を構築することも大切であろう。子どもたちへの切れ目のない支援が大切である。
- ・ このように意義深い取組であるからこそ、教室の数が限られ、自宅からの距離の関係で教室に通うことを断念する児童生徒・保護者がいることは残念である。児童生徒が通いやすい場所、保護者が通わせやすい場所に教室を必要数開室していくことが必要である。そのためには、学習支援者の確保と予算の拡充が重要である。また、こうした教室を開ける地域拠点づくりを急ぐ必要があるだろう。

## イ. 学習支援者

- ・ ヒアリング結果等から学習支援者の人材確保が難しく、現在は、高齢者と若者に頼っている実態があり、とりわけ40代、50代の年代の支援者が手薄であるとのことである。支援者の層に厚みを持たせる工夫や、若者が継続して支援に携われる仕組みづくりが課題である。
- ・ 児童生徒の数に対して、支援者の数が少ない傾向にあるのは、予算の関係であるとのことであっ

た。川崎区の外国につながる児童生徒の学習支援の実施はすべて青丘社に担ってもらっている実態があるが、現場では、青丘社に長年関わっている無償ボランティアや大学生を受け入れること等の工夫を行い、児童生徒の状況に応じてマンツーマンでの支援を行えているとのことである。

- 青丘社が担う教室の場合、教室出身の若者が支援者となっている点が特徴的である。そこで、教室出身の高校生や大学生、そのほか若者の学習支援員が多数関わっている点に関し、若者たちの存在が子どもたちに与える影響についての評価を尋ねたところ、教室出身の若者の存在がモデルになり、若者の励ましなどで、子どもたちに好影響を与えているとのことであった。また、教室出身の若者の支援員の場合、子どもが年齢の近い若者と通訳を介さずに母語で話をするなかで、大人には話さない困りごとや相談を話すという場合もあるとのことである。
- さらに、教室出身の若者が教室と関わりを持ち続けることで、若者にとっても自己肯定感を確認できる場や居場所にもなっており、さらに、若者が大人に相談できる場にもなっていることが紹介された。
- 支援者の確保という観点や若者の居場所、自己肯定感を確認できる場の存在という観点から、若者が長期的に支援に関われる仕組みがあるとよいだろう。川崎市の職員採用等で学生時代の支援者経験を評価するなどの仕組みがあつてよい。川崎市で育った子どもが、将来、地域のために働きたいと思う動機づけにもなるだろうし、そうした若者や大人は、子どもたちのロールモデルにもなるだろう。市民の多様性を市の豊かさとして捉える指針の考え方にも合致するものと考えらる。
- 学習支援に限らず、識字・日本語学級においても、ボランティアの確保が課題になっている。働いている人々が、平日に定期的にボランティア活動ができるような仕組みづくりが望まれる。市の職員がボランティア活動できる仕組みを市が率先して導入してはどうだろうか。

#### ウ. 連携・協力の仕組み・制度

- 川崎区の事業として実施している小学生教室や中学生教室と、児童生徒が通う学校で行われている日本語指導初期支援員や学習支援員による支援との連携・協力について尋ねたところ、連携・協力の仕組みや体制がないために、連携・協力ができていない状況にあるため、連携・協力の仕組みや体制づくりが課題であるとの認識が示された。
- しかし同時に、教室を共催する青丘社と学校の教員が個別にコンタクトを取り、教室での様子を知らせるなどの情報共有は行っているとのことであった。このように、現在では、協力団体や個人のレベルでの連携にとどまっており、学習支援における学校との連携の仕組み・体制づくりが課題である。
- ヒアリングを行った川崎区に限らず、各区が区独自の多文化共生施策を行う時には、市の指針がまさに「指針」となるように、指針の周知の徹底が必要であるだろう。また、仮に区が独自の指針等を策定する場合、多文化共生推進課との連携のもとで進められることが必要であろうし、多文化共生推進課にも積極的な役割を果たしてもらいたい。
- 毎年、多文化共生推進課が所管課（室）、各区役所での施策の取組状況を一覧に取りまとめているが、この一覧の内容を各所管課（室）、各区役所に周知するとともに、多文化共生に関する全庁的な会議で情報を共有することも大切である。その意味で、2021（令和3）年6月に多文化共生推進課が事務局を担うようになった、「人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会外国人市民施策専門部会」の積極的な活用が望まれる。

#### (4) 施策推進の地域拠点づくり

##### 指針1 行政サービスの充実

###### (2) 情報提供・相談窓口

- ② 外国人相談体制の充実に努めます。

##### 指針4 共生社会の形成

###### (5) 国際交流センターの活用

- ① 国際交流センターの利用の促進と、多文化共生に向けた事業の充実に努めます。

#### 重点課題3 施策推進の地域拠点づくり

指針に基づく施策をより推進するため、国際交流センターのさらなる活用とともに、川崎市の地理的特性を考慮した施策推進の地域拠点が求められています。

##### a. 施策の取組状況（市民文化局多文化共生推進課、市民文化局市民活動推進課）

\*ヒアリングを実施した所管課（室）等をゴシック体で表記している。

##### ア. 地域拠点の設置に向けた検討

- 多文化共生推進課において、「多文化共生ラウンジ（仮）」の設置に向けた検討を行っている。川崎市外国人市民代表者会議の2015年度提言で示された「多文化共生ラウンジ（仮）の設置」、指針の2015年改定で追加された「重点課題3 施策推進の地域拠点づくり」、川崎市外国人市民意識実態調査（2014年、2015年）で明らかになった「支援者とのつながり、場の重要性」を契機として検討を始めた。さらに、法務省の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づいて、2019（令和元）年7月に国際交流センターに「多文化共生総合相談ワンストップセンター」（以下「ワンストップセンター」という。）を開設するとともに、2020（令和2）年4月に川崎区役所総合案内の多言語対応を開始し、ワンストップセンター等における相談状況を踏まえながら、市南部地域における相談機能の強化を含めた相談支援体制の充実にに向けた検討を進めている。
- 2020（令和2）年3月末現在、川崎市の外国人人口は46,408人、外国人人口比率は3.06%であり、いずれも増加・上昇傾向にある。2011年から2、3年は減少・低下が見られたものの、2014年以降、急激に増加・上昇している。
- 市内外国人人口の36.7%が川崎区に集中し、幸区を合わせると外国人のおよそ半数近くが川崎区と幸区に居住している。川崎区の外国人人口比率は7.24%であるが、大師・田島両支所管内を除く川崎区役所管内に限れば9.83%である。また、川崎市外国人市民意識実態調査（2019年）の結果から、外国人市民の47.7%が市内居住歴3年以内であること、公的な制度や行政情報、市の施設の認知度が低いこと、日常生活での不安や困難を抱えていることが明らかになった。
- 川崎市の多文化共生施策の拠点としては、国際交流センター（中原区）とふれあい館（川崎区桜本）があるが、最も多くの外国人市民が住む川崎区の川崎駅周辺に拠点が無いのが現状である。
- そこで、2021（令和3）年度は、多文化共生推進課として、ラウンジ設置の必要性とラウンジ

に求められる機能を検討するために、ニーズの把握を行った。ニーズの把握のために、一般財団法人自治体国際化協会の助成事業を活用し外国人市民向け生活定着支援企画を実施した。

- ・ 2020（令和2）年度には、下準備として、企画の検討・具体化、関係部署・団体等との連携・協力体制の構築を行うとともに、横浜市国際交流ラウンジ（つづきMYプラザ）と仙台多文化共生センターの視察を行った。
- ・ 外国人市民向け生活定着支援企画は、それぞれ別の日程で実施される生活オリエンテーション、学習支援、異文化交流の3つの企画からなる。生活オリエンテーションは、外国人市民代表者会議の2017年度提言及び総務省の「地域における多文化共生推進プラン」でオリエンテーションの重要性が示されたことから、主として転入者向けに、税金や健康保険、防災、ゴミの出し方、生活マナーなどを紹介した（6月、11月、2月に実施）。学習支援では、外国につながる小学生を対象に、夏休みを利用して宿題のサポートや学習支援を行った（7月に2日間実施）。いずれの企画においても通訳ボランティアを配置し、また、アンケートやヒアリングを実施して、外国人市民のニーズの把握に努めた。
- ・ 異文化交流企画では、外国人市民同士、または日本人市民との交流を通して、異文化理解を深めるとともに、ネットワークやコミュニティづくりのきっかけとなることを期待して8月と10月に実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止した。代替企画として、川崎市が2021（令和3）年3月に策定した「川崎市〈やさしい日本語〉ガイドライン」に関する研修を実施し、多文化共生に関する日本人の側の意識や理解の涵養を図るとともに、企業等の視点からも外国人市民に関するニーズを把握する機会を設けた（2022（令和4）年1月に実施）。

#### イ. ワンストップセンター

- ・ 国際交流センターにおいて、日本語を含む11言語（日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語）に対応したワンストップセンターを運営し、外国人市民の日常生活に関する幅広い相談に対しての情報提供や助言、必要に応じて関係機関・団体等の紹介を実施した。なお、相談は窓口、専用ダイヤル電話、メールにて対応した。2020（令和2）年度の年間相談件数は、2,895件（うち電話1,770件、来訪834件、メール等291件）であった。そのうち、新型コロナウイルス感染症関連の相談は619件であった。
- ・ 対応言語11言語のうち、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語は、2019（令和元）年7月のワンストップセンター設置の際に、新たに追加した言語である。
- ・ 2021（令和3）年度からは、ワンストップセンターの相談受付時間の拡充（相談受付時間9時～17時）、オンライン相談の開始などを実施し、利便性を向上させた。また、外国人市民代表者会議の募集案内にワンストップセンターのチラシを同封したほか、国際交流センターのホームページをリニューアルするなど、認知度の向上を図った。
- ・ 国際交流センターにおいて、各区役所地域振興課相談・情報担当にタブレット型端末を配置し、ワンストップセンターとテレビ電話による相談を実施した。
- ・ 外国人相談（「多文化共生総合相談ワンストップセンター」）について、「川崎市相談の御案内」「川崎市相談窓口一覧（かわさき相談マップ）」に窓口の情報を掲載し、各区役所、支所、出張所のほか、情報プラザ、公文書館、図書館、市民館等に配布し、市民への広報に努めた（日本語のみ）。

## ウ. 区役所での相談体制

- ・ 川崎区役所では、委託により多言語総合案内で相談を受け付けている。対応言語は、日本語（毎日）、英語（月・水～金）、中国語（月・火・金）である。その他、タブレット型端末の通訳・翻訳アプリやワンストップセンターとのテレビ電話による相談にも対応している。
- ・ 2020（令和2）年度の相談件数は663件であった。そのうち新型コロナウイルス感染症関連の相談は183件であり、ワンストップセンターとのテレビ電話による相談は5件であった。また、窓口への付き添い、申請書等記入補助対応が303件であった。

## b. コメントと今後の課題

### ア. 地域拠点の設置に向けた検討

- ・ 視察を行った横浜市国際交流ラウンジ（つづきMYプラザ）と仙台多文化共生センターの印象を尋ねた。
- ・ 横浜市国際交流ラウンジ（つづきMYプラザ）の特徴は、NPO法人による市との共同運営（運営委託）であること、外国人や外国につながる子どもの支援とともに、青少年の地域活動拠点にもなっている点があげられた。また、横浜市国際交流ラウンジ（つづきMYプラザ）が力を入れていることは、居場所となるための居心地のよい空間づくり、魅力的な事業、人を介した正確で生きた情報、傾聴と相談、コミュニケーションと信頼関係などであると紹介された。さらに、外国人支援では、ボランティア活動やボランティアグループとの協働、外国につながる子ども支援では、学習補習教室や学習相談において、学校や関係先との連携を密にしており、地域連携の面でつながりの強さを感じたとのことであった。
- ・ 仙台多文化共生センターは、1991（平成3）年開設の前身である仙台国際センター「交流コーナー」を改称して2019（令和元）年に開設され、運営は公益財団法人仙台観光国際協会が仙台市から受託しているとのことである。特徴としては、観光の視点とプロパー採用職員による協会組織体制、外国人支援団体による相談対応などの点にあるとのことである。また、仙台駅からのアクセスの利便性も高く、仙台駅前の市民センターで協会主催の日本語講座を行ったり、出前型生活オリエンテーションとして、大学や日本語学校へ出向いての対応をしたり、参加しやすさに力を入れているという印象を持ったとのことである。
- ・ 川崎区役所多言語総合案内の相談件数の約半数で「窓口への付き添い・申請書等記入補助対応」を行ったという結果から、外国人市民の相談ニーズの柱の1つが付き添いや補助対応にあると考えられることから、多文化共生ラウンジ（仮）の設置における、相談場所と区役所（支所・出張所）との距離について尋ねた。多文化共生推進課からは、外国人市民代表者会議の提言では、多文化共生ラウンジ（仮）には市民と行政をつなぐ中間支援組織としての役割が期待されていることから、主要駅からのアクセスだけでなく、区役所（支所・出張所）に近いことも重要な要素の1つだと考えるとの回答があった。
- ・ 外国人市民向けの生活定着支援企画の際に行われた参加者へのアンケートとヒアリングの結果を尋ねたところ、最も多かった相談・質問は年金についてであり、日本語を学習できる場所についての質問・相談も複数あったとのことであった。日本語の学習については、現在実施している会場の曜日・時間が限られているため通えないという相談もあったとのことである。また、最初から相談する



ということではなく、話をしていくなかで、悩みや困りごとの話となり、相談へと至ることがあり、改めて傾聴の重要性や気軽に話せる環境が必要であるとの認識に至ったとのことである。

- ・ また、学習支援企画で子どもに同伴した保護者からは、日本語が不自由なため子どもの宿題を見てあげられない、学校とのコミュニケーションに苦勞しているなどの声が聞かれたとのことである。
- ・ 日本語が不自由な保護者と学校の円滑なコミュニケーションのために、「**2（1）日本語指導**」で述べた教育委員会の通訳・翻訳派遣事業をより周知することが大切であろう。また、保護者の日本語学習機会を広げるために、現行の識字・日本語学級開催の曜日・時間のバリエーションを広げる工夫も必要だと考えられる。そのためにも、ボランティアの人材確保が不可欠である。
- ・ ヒアリング結果等を受けた、地域拠点づくりに関する本協議会の意見を述べる。まず、外国人市民の居住実態や現在の施策の取組状況とその課題を踏まえれば、市域の南部、具体的には川崎区にふれあい館とは別に多文化共生ラウンジ（仮）を早急に設置することが必要である。
- ・ 利用者の利便性を考えれば、交通の便の良さも設置場所の選定の際の重要な要素とすべきであろう。また、相談から窓口付き添い支援や書類等記入補助へと円滑につなげるためには、区役所等からの近さも大切である。
- ・ 地域拠点にラウンジ機能を持たせるならば、誰でも気軽に安心して来訪できるスペースがあり、情報コーナーがあるとともにも多文化コーディネーターのような人が常駐して情報を提供でき、雑談のような会話の中で相談できる、また人とつながることができるといった場づくりが大切である。
- ・ 外国人市民代表者会議の提言のとおり、多文化共生ラウンジ（仮）を念頭に置いて地域拠点を構想するならば、日本人市民の多文化共生の活動の場や交流の場となることも大切である。
- ・ 多文化共生推進課が実施した外国人市民向け生活定着支援企画は、市域の南部での実施であったので、今後は、北部でも実施してニーズの把握を行い、市域北部での地域拠点づくりの参考にしてもらいたい。南部と北部ではニーズの量的質的な違いがあることが予想されるが、だからといって居住地域によって施策から取り残されることのないようにしてもらいたい。
- ・ 前回の指針の改定によって重点課題とされた地域拠点づくりについての検討が具体的に開始された点を高く評価したい。本協議会においてもこれまで審議してきたが、具体的な案へとまとめることができなかつたところ、外国人市民代表者会議の提言等を受けた多文化共生推進課の取組により、地域拠点づくりの検討が大きく前進したと言える。引き続き検討を進め、川崎区への地域拠点の設置を急いでもらいたい。
- ・ なお、「川崎市〈やさしい日本語〉ガイドライン」が外国人市民を雇用する企業に利活用してもらえよう周知を図り、必要があれば研修機会を増やすべきであろう。日本人市民や企業が〈やさしい日本語〉を使用することで、外国人市民の社会参加の促進にもつながり、共生社会の形成に資すると考える。

#### イ. ワンストップセンター

- ・ 新型コロナウイルス感染症関連の相談の特徴を尋ねたところ、特別定額給付金、住宅確保給付金、持続化給付金等の各種支援制度に関する相談が多く寄せられ、申請方法（申請条件や必要書類）や申請窓口の紹介を行うほか、申請に係る通訳・翻訳など、外国人市民の個別の状況に応じて、きめ細かな対応を行う必要があったことが紹介された。また、感染症に対する不安、発熱等の体調不良時における保健所や医療機関等への検査・受診など、関係機関と緊密な連携が必要なケースもしばしばみら

れたとのことである。

- ・ こうした経験から、コロナ禍においては、感染拡大状況やこれに応じた支援策が変化するので、常に最新の情報を発信できるよう情報収集に努めるとともに、相談員間における情報共有や関係機関と連携した対応の必要を感じたとのことである。
- ・ 市外在住者からの相談（2,895件のうち481件）について尋ねた。市外在住者からの相談が多かったのは、例えばネパール語のように、居住自治体では相談員による対応ではなく、民間の通訳・翻訳サービスや機械翻訳による対応としている言語を話す外国人が、自らの言語や文化を理解する相談員による対応を求めて来たと推測できるとのことであった。また、居住する自治体において手続や相談を行う必要があるような内容の場合、相談員は、相談先を案内する（わからない場合はインターネット等で調べる）とともに、居住自治体の相談先へ相談者の相談内容等について情報提供を行うといった対応を基本としているとのことである。
- ・ 2021（令和3）年7月から実施しているオンライン相談の有効性について尋ねたところ、相談者の顔が見えることから、電話相談より相互のコミュニケーションに有効であるとのことであった。また、予約制としており、予約の際に相談内容の概要を知ることができるため、事前の準備ができる点も利点であるとのことであった。
- ・ ワンストップセンターは相談者が市民に限定されないため、他自治体との連携が必要である。ワンストップセンターでの相談と対応を蓄積・分析し、よりよい相談体制の構築に役立てるとともに、情報共有や対応策の改善のために、他のワンストップセンター設置自治体との連携も検討してもらいたい。
- ・ ワンストップセンターをより広く周知するための方法、案内チラシの送付機会の拡大の可能性について尋ねたところ、年間を通してSNSやウェルカムセットなどにより外国人市民に周知を行っているとのことであった。また、2021（令和3）年度に実施した外国人市民向け生活定着支援企画のイベントの際にも、種々の案内を配布しており、今後も機会を捉えて周知を図りたいとのことであった。
- ・ ワンストップセンターの存在を知ってもらうために、転入手続時の区役所区民課窓口で案内することを含め、一層の工夫をしてもらいたい。例えば、市役所ホームページの多言語ページや多文化共生推進課のSNSにワンストップセンターのリンクを貼るなどである。その他、外国人市民が立ち寄りやすい飲食店や食材店などに協力を依頼し、チラシを貼ってもらうなどの対応も考えられる。
- ・ また、川崎市外国人市民意識実態調査（2019年）の結果によれば、国際交流センターの存在を知らない外国人市民が半数を超えていることから、ワンストップセンターが置かれている国際交流センター自体の認知度アップのさらなる工夫も必要であろう。
- ・ 川崎市役所ホームページの〈やさしい日本語〉版と多言語各ページにある「川崎市に住む外国人の皆さんへ（多言語）」に掲載している種々の相談窓口情報は、現在、2年に一度更新されているが、こうした情報の定期的な更新も引き続き行ってもらいたい。

## (5) 多文化共生推進課について

### 指針5 施策の推進体制の整備

#### (1) 行政組織の充実

① 施策推進のため、全庁的な会議等を中心に関係局間の連携・調整機能を充実させます。

#### a. 施策の取組状況（市民文化局多文化共生推進課）

\*ヒアリングを実施した所管課（室）等をゴシック体で表記している。

- ・ 外国人市民の更なる増加を見据え、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現を目指した取組を推進するため、2020（令和2）年4月に、市民文化局市民生活部に多文化共生推進課を設置した。所掌する事務分掌は、多文化共生施策の推進及び総合調整、国内友好都市との交流、多文化共生社会推進協議会、外国人市民代表者会議、国際交流センター、国際交流協会に関することである。
- ・ 2021（令和3）年6月に組織改編等に伴う所要の整備のため要領の一部を改正し、多文化共生施策に係る庁内会議体である「人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会」の外国人市民施策専門部会の事務局を多文化共生推進課に変更した。
- ・ 外国人市民施策専門部会の所掌事項は、指針の策定等に関すること、指針に基づく施策の進行管理に関すること、川崎市外国人市民代表者会議の提言に対する取組に関すること、その他、外国人市民施策の推進に関することである。今後、外国人市民施策専門部会を通して、外国人市民代表者会議の提言の周知及びその実現に向けた取組の推進、並びに情報共有等を図っていく。

#### b. コメントと今後の課題

- ・ 国際交流センター、国際交流協会の担当と外国人市民施策の担当、「外国人材受入れ・共生のための総合的対応策」関連業務の担当はこれまで分かれていた。これまでも担当課（室）間の連携は行われていたが、多文化共生推進課に事務分掌が統括されることで、統一的に対応が可能となり、施策の一層の進展が期待される。
- ・ 指針の内容や各所管課（室）と各区の施策を全市的に共有するために、多文化共生推進課が事務局を務めることになった人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会外国人市民施策専門部会が有効活用されることが望まれる。専門部会には区役所からの委員参加がないことから、専門部会の内容を各区役所まちづくり推進部総務課長が参加する幹事会、さらには区長が参加する連絡協議会で報告するなどの工夫が必要であろう。

## (6) その他の施策について

### A. 外国人市民情報コーナー、タブレット型端末を活用したテレビ通訳サービス等

#### 指針 1 行政サービスの充実

##### (2) 情報提供・相談窓口

① 情報の多言語化や外国人市民情報コーナーの充実等、情報提供の改善に努めます。

#### a. 施策の取組状況（市民文化局多文化共生推進課、オリンピック・パラリンピック推進室）

\*文書によって説明を受けた所管課（室）等を下線で表記している。

- 外国人市民にとって特に有益な多言語資料を各区役所・支所の外国人市民情報コーナーに配架してもらうため、資料の選定・配架依頼方法（重要な広報物が適時補充される仕組み）について検討し、2020（令和2）年度中に全ての外国人市民情報コーナーへの現地調査を行い、配架状況を確認し、担当者と多言語資料の配架方法、補充等について再度確認した。
- 各区役所・支所の窓口において、来庁した外国人市民と窓口職員とのコミュニケーションを支援することを目的として、タブレット型情報端末を活用したテレビ通訳サービス等を実施している。

#### b. コメントと今後の課題

##### A. 外国人市民情報コーナー

- 2020（令和2）年度の外国人市民情報コーナーの現地調査、担当者との再確認事項について尋ねたところ、2020（令和2）年度には外国人市民情報コーナーを設置している全施設25か所を多文化共生推進課担当者が現地視察し、配架されている資料の現状確認を行ったこと、また同時に、各外国人市民情報コーナーの担当者との間で情報交換を行い、不足する資料や外国人市民からのニーズ、日頃の管理方法等についてヒアリングを行い、その結果を基に、外国人市民情報コーナーに配架すべき資料リストを作成し、外国人市民にとってニーズの高い多言語情報が確実に配架されるよう各担当者に働きかけたとの回答があった。
- 2021（令和3）年度に予定している案内チラシの改訂について尋ねたところ、多文化共生推進課で毎年各区等に施設内での外国人市民情報コーナー案内図の内容を確認し、修正をしているとのことであった。2020（令和2）年度は3月に修正を行い、修正後に各区等での配布を行ったとのことである。
- 配架資料の現状確認、及び多文化共生推進課と各外国人市民情報コーナー担当者との間のきめ細かな情報交換は、外国人市民の具体的なニーズを把握する上で必要不可欠であり、多文化共生推進課の取組を高く評価したい。今後の継続的な取組に期待する。
- 配架すべき資料リストを作っていることも、情報の欠落を防止するために必要な取組であると言えるだろう。更新された情報があれば、外国人市民情報コーナーの資料も遅滞なく更新されるようにすべきであろう。
- 最低限の情報や資料を各外国人市民情報コーナーに置く必要はあるが、区役所や市民館、図書館のように、各施設を利用する外国人市民のニーズに応じた配架資料の追加やレイアウトの工夫もあっ

てよい。担当者の主体的な取組に期待したい。

#### イ. タブレット型情報端末を活用したテレビ通訳サービス等

- ・ タブレット型端末を活用したテレビ通訳サービス等に関し、各区役所・支所別、タブレット型端末（テレビ通訳機能）、音声翻訳機等目的別の配置所管課・配置窓口について尋ねたところ、2020（令和2）年度では、各区役所・支所の区民課、地域支援課及び児童家庭課に1台ずつ計27台配置されているとのことであった。また、区民課に配置しているタブレット型端末は、来庁した外国人市民と窓口職員とのコミュニケーションを支援するために調達した専用の端末であるが、地域支援課及び児童家庭課については、それぞれの業務（ケースワーク等）で使用するために別に導入した既設タブレット型端末で当該通訳サービスが利用できるようにしたものとなっているとのことであった。
- ・ タブレット型端末の使用ケースについて尋ねたところ、タブレット型端末は区役所・支所内で必要な部署が借りることができるようになっており、証明書の発行に関する簡易なものから煩雑な各種相談までさまざまなケースで活用されているとのことであった。
- ・ 外国人市民が区役所等を利用する心理的な壁を低くする上でも、また、実際に手続や相談の際に母語を利用できることから、タブレット型端末を活用したテレビ通訳サービスの取組の意義は大きい。
- ・ それゆえに、国際交流センターが各区役所・支所に配置しているタブレット型端末で、ワンストップセンターとテレビ電話による相談ができることに加えて、区民課等ではテレビ通訳サービスが利用できることについて周知を徹底してもらいたい。また、利用実態の調査を行い、各区の実情に応じて、利用頻度の高い区には端末を増設するなどの対応が必要であろう。

#### B. 居住支援の取組

##### 指針1 行政サービスの充実

##### (6) 住宅

② 民間賃貸住宅の入居差別の解消や安定した居住の確保に努めます。

##### 重点課題4 差別解消施策の検討

これまでの取組にもかかわらず入居差別をはじめとした差別は解消しておらず、差別解消と人権侵害の防止に対する取組を一層進めることが必要となっています。

#### a. 施策の取組状況（まちづくり局住宅整備推進課、市民文化局多文化共生推進課）

\*文書によって説明を受けた所管課（室）等を下線で表記している。

- ・ 川崎市居住支援協議会（以下「居住支援協議会」という。）を中心に、家主・不動産店の多文化共生に関する理解を深めるとともに、居住支援協議会の居住支援ガイドブックや、制度に関する多言語のパンフレット（7言語：日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語）、「すまいの相談窓口」の多言語版チラシ（11言語：日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語）を配

布するなど、周知に努めた。

- ・ 定期的開催される外国人居住支援ネットワーク運営協議会において、神奈川県や「かながわ外国人すまいサポートセンター」、宅地建物取引業団体とともに委員として参加し、連携に努めた。
- ・ 居住に関する生活習慣や文化の違いによるトラブルの未然防止に努めている。
- ・ 居住支援協議会は、住宅確保要配慮者に対する「賃貸住宅の供給の促進に関し住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、川崎市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的」（川崎市居住支援協議会会則第2条）として、2016（平成28）年6月30日に設立された。
- ・ 居住支援協議会には、不動産関係団体、居住支援団体、庁内関係課が参加している。
- ・ 居住支援協議会の取組の方向性は、居住支援協議会の取組や有効な民間サービス等について情報発信することで家主や不動産店の不安を解消し、入居を拒まない物件（物件提供に理解のある家主・不動産店）の数を増やしていくこと、自身で物件探しを進めることができない住宅確保要配慮者に対して、基礎情報や支援状況等を把握・整理し、入居可能な物件（物件提供に理解のある家主・不動産店）につなぐための相談・支援体制を構築していくことである。
- ・ 相談受付実績は、2020（令和2）年度は490件（うち外国人13件）、2021（令和3）年度は2月末までで426件（同11件）であった。

#### b. コメントと今後の課題

- ・ 家主や不動産店の不安を解消し、外国人市民の入居を拒まない物件の数を増やしていくという居住支援協議会の取組を継続していくことが必要である。
- ・ 外国人市民からの相談件数は多くないが、川崎市外国人市民意識実態調査（2019年）では、回答者の4人に1人が「外国人であることを理由に入居を断られた」と答えているという実態もあるため、相談するまでには至っていない入居差別があるか否かの把握も必要だろう。相談内容の精査を含め、居住支援協議会には、借主・貸主双方の困りごとと解決に向けて積極的な取組を期待したい。

#### c. 緊急速報メールの多言語翻訳

##### 指針1 行政サービスの充実

##### （7）防災

- ① 災害時において、外国人市民が差別されることなく適切な情報提供や対応が行われるような体制の整備に努めます。

#### a. 施策の取組状況（総務企画局シティプロモーション推進室、危機管理室）

\*文書によって説明を受けた所管課（室）等を下線で表記している。

- ・ 避難情報の発令・解除時に、エリアメールの多言語翻訳機能により、避難勧告及び避難指示（緊急）の配信を行い、外国人市民向けに情報発信を行った。

## b. コメントと今後の課題

- ・ 緊急速報メールの多言語翻訳情報の精度について尋ねたところ、緊急情報の翻訳は携帯電話会社のサービス（多言語化に対応しているのはドコモの「エリアメール」のみ）であるため、翻訳の精度についての確認はしていないとのことであった。避難情報等は生命に関わる重要な情報であるため、今後、緊急速報メールの自動翻訳の精度の確認を検討してもらいたい。
- ・ 川崎市災害対策本部からの要請に基づき、国際交流センター内に災害時多言語支援センターが設置され、外国人市民支援に当たるため、災害時を想定した情報発信、相談、支援等について、危機管理室と国際交流センターとの間の緊密な連携が必要である。
- ・ また、〈やさしい日本語〉での発信を行うべきであろう。

## 3 指針改定について

### (1) 指針改定に関する第1期の審議経過

2005（平成17）年に策定された指針はこれまで二度改定が行われている。一度目の改定は、2008（平成20）年3月である。これは、指針の中で3年後の見直しを予定していたからであり、内容的には指針の考えや大枠を変えずに、施策の進捗状況に合わせた手直しを中心に行われた。二度目の改定は、2015（平成27）年10月である。2012（平成24）年に開始された新在留管理制度への対応、川崎市外国人市民意識実態調査の結果の反映、新しく策定された市の国際施策推進プランとの整合を行うとともに、本協議会の前身である「川崎市多文化共生施策検討委員会」及び「川崎市人権施策推進協議会外国人市民施策部会」での議論を踏まえて、新たな視点として4つの重点課題が追加された。

2020（令和2）年4月の第1期の本協議会開始時点で二度目の改定から4年半が経過していることから、市としては、近年中に三度目の指針改定を考えているとのことであった。その際、国及び市の施策の進展、外国人市民の状況の変化を踏まえる必要があり、事務局からは、踏まえるべき事項として、次の4点が示された。

第1は、2018（平成30）年12月に国が決定した「外国人材受入れ・共生のための総合的対応策」と指針との整合性である。国の総合的対応策については、2020（令和2）年7月14日に2回目、2021（令和3）年6月15日に3回目の改訂がなされ、また、この総合的対応策に基づいて総務省で「地域における多文化共生推進プラン」の改訂が行われた。さらに、文部科学省で、外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議が設置され、その報告書『外国人児童生徒等の教育の充実について』が2020（令和2）年3月に公表されている。このように国の施策も進みつつあり、これらの内容を踏まえて指針の改定を行う必要がある。

第2は、市が5年に一度実施している川崎市外国人市民意識実態調査の結果である。

第3は、2020（令和2）年7月1日に完全施行になった川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例である。その他にも市の施策にはいくつもの進展があり、指針の内容を新しい状況と施策に合わせる必要がある。

第4は、新型コロナウイルス感染症の影響である。「2 個別課題の検証について」の中でも紹介したとおり、この約2年間、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、予定していた施策が実施できない場面

が見られた。新型コロナウイルスに限らず、新たな感染症の拡大や災害等の危機的状況下にあっても遅滞なく施策を進めるための方策を考えておく必要があるだろう。

以上のような踏まえるべき事項を考慮すれば、今回の指針改定は、現行の指針の考え方や大枠を基本にしつつも、必要に応じた変更を伴う内容となることが予想される。本協議会においても指針改定についての審議を行う必要があるが、今後の指針改定を見据え、第1期は、指針改定を念頭に置きつつ、個別課題の検証を中心に審議を行うこととした。ただし、2022（令和4）年4月に始まる第2期の終わり（2024（令和6）年3月）に本協議会の意見を提出するのでは、指針改定が遅くなることから、第2期1年目の最後（2023（令和5）年3月）に第2期協議会の「中間報告」として、指針改定に関する本協議会の意見をまとめて提出することが望ましいだろう。市は「中間報告」を受けて2023（令和5）年4月～9月頃に庁内調整を行い、事務局は、その結果を第2期2年目後半に本協議会に報告し、それを踏まえて第2期最終報告書として本協議会の意見をまとめるという流れが想定できる。

## （2）指針改定に関して出された意見

### ア．文言等の修正などについて

川崎市における施策の進展等によって、指針の中の文言を修正する必要があるが生じている。例えば、「日本語指導等協力者」（指針の2（1）③）、「民族文化講師ふれあい事業」（2（2）①）、国際交流協会についての書き方（4（5）④⑤）、「川崎市人権施策推進協議会外国人市民施策部会」（5（1）③）などである。

### イ．大枠、構成、施策の内容などについて

次に、第1期の本協議会で指針に関して出された意見を紹介する。第1期では本協議会として意見をとりまとめるまでには至らなかったもので、第2期での審議の参考として紹介するにとどめる。

- ・ 「新在留管理制度」の市民への定着については、定着していると判断できるならば、削除してもよいのではないか（1（1）の課題及び②）。
- ・ 区民会議は2019（令和元）年に廃止になっているので、それを踏まえた修文が必要である（3（1）②）。
- ・ 川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例を踏まえた内容にすべきである（5（1）⑤）。
- ・ 困りごとや困難の原因が複合的であることが分かるようになり、また、総合的対応策が必要であることも明らかになっているので、所管課（室）の垣根を越えた対応の必要性を指針に書き込めたらよい。
- ・ 前回、重点課題とした内容を、できるものに関しては、指針の本体に書き込むようにすべきである。地域拠点づくりについては、現在、多文化共生推進課が進めている検討内容を後押しするような書きぶりもあるだろう。
- ・ 従前、施策内容でまとめてあるが、支援を受ける主体の視点からまとめるという方法もあるだろう。
- ・ 教育と福祉の連携の視点を踏まえた内容にできればよい。保育園・幼稚園についても触れるべきだろう。青少年の就職支援についても書き込めるとよい。子どもの学習権、教育を受ける権利という観点から、子どもたちが将来、帰国したり別の国で教育を受けたりすることも念頭に置いた指針とすべきである。



#### ウ. 第2期への申し送り

- ・ 以上、指針の改定について第1期で審議した内容を紹介した。第2期にあっては、審議の進め方を含め第2期協議会が独自に判断されるだろうが、第1期で出された意見を最大限踏まえて審議を進められることを望む。

## 4 おわりに

第1期の本協議会の調査審議内容は上にまとめたとおりである。ヒアリングや質問への回答に協力いただいた所管課（室）や団体、市民の方々に感謝申し上げたい。また、本協議会事務局である多文化共生推進課にも感謝したい。

川崎市は、多文化共生社会実現のための施策に先駆的に取り組んできた。また、近年では教育と福祉の連携など分野横断的な課題解決にも取り組んでいる。こうした経験を活かしたシステムづくりに進んでいく必要があるだろう。また、それぞれの施策を推進していくために、支援者や多文化コーディネーターといった人材の持続的な確保及びその育成が不可欠である。さらに、新たに作成された「川崎市〈やさしい日本語〉ガイドライン」に基づいて、外国人市民向けの既存の日本語情報や案内を更新することも重要であり、また、市民・事業者に「川崎市〈やさしい日本語〉ガイドライン」を知ってもらうことも重要である。

こうした点を含め、本報告書で述べた意見は、本協議会委員の総意である。本報告書の内容が全庁・全区に周知され、多文化共生施策の実施に当たって各所管課（室）、区役所、教育委員会が本報告書内容を尊重することを望む。

## 資料1 第1期川崎市多文化共生社会推進協議会 委員名簿

任期：2020（令和2）年4月1日から

2022（令和4）年3月31日まで

中野 裕二（なかの ゆうじ） 会長	駒澤大学法学部教授
小ヶ谷 千穂（おがや ちほ） 副会長	フェリス女学院大学文学部教授
大西 楠 テア（おおにし なみ てあ）	専修大学法学部准教授
北沢 仁美（きたざわ ひとみ）	公益財団法人川崎市国際交流協会 常務理事・事務局長
孔 敏淑（こん みるく）	外国人市民代表者会議第9・10期代表者

敬称略、会長・副会長を除き50音順

資料2 川崎市多文化共生社会推進指針概要図

川崎市多文化共生社会推進指針

＜ 基本目標 : 多文化共生社会の実現 ＞

国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現をめざします。

＜基本理念＞

① 人権の尊重

人権に関する国際原則等を踏まえ、異なる文化的背景を持つ市民が差別や人権侵害を受けることがないように、外国人市民に関わる施策等の推進に努めます。

② 社会参加の促進

外国人市民が、個人として本来持っている豊かな能力を発揮して、市民として様々な活動に主体的に参加し、共にまちづくりを担うことができるよう、地域社会への参加の促進に努めます。

③ 自立に向けた支援

日本語の理解力や文化の違いなどにより生活に支障をきたしている外国人市民が、文化的アイデンティティを保持しながら主体的に地域社会に関わることができるよう、自立に向けた支援に努めます。

＜施策推進の基本方向＞

1 行政サービスの充実

- (1) 行政サービスの充実
- (2) 情報提供・相談窓口
- (3) 年金制度
- (4) 保健・医療
- (5) 福祉
- (6) 住宅
- (7) 防災

2 多文化共生教育の推進

- (1) 就学の保障と学習支援
- (2) 違いを認め合う教育
- (3) 地域における学習支援
- (4) 家庭へのサポート

3 社会参加の促進

- (1) 市政参加
- (2) 地域における外国人グループ等の活動

4 共生社会の形成

- (1) 市民への意識啓発
- (2) 市職員等の意識改革
- (3) 市職員の採用
- (4) 事業者への啓発
- (5) 国際交流センターの活用

5 施策の推進体制の整備

- (1) 行政組織の充実
- (2) 関係機関・ボランティア団体等との連携
- (3) 国等への働きかけ

＜ 重点課題 ＞

- 1 情報の多言語化と通訳体制の拡充
- 2 日本語学習支援の拡充
- 3 施策推進の地域拠点づくり
- 4 差別解消施策の検討

### 資料3 第1期川崎市多文化共生社会推進協議会 会議開催経過

回	時 期	審 議 内 容 *【 】内は、ヒアリング先
1	2020（令和2）年 8月 4日（火）	委員委嘱 施策の実施状況（事務局報告） 年間の審議計画
2	8月31日（月）	施策の検証・評価「テーマの決定」 年間の審議計画
3	11月19日（木）	施策の検証・評価 テーマ①「日本語指導について」 【教育委員会事務局教育政策室】
4	2021（令和3）年 3月19日（金）	施策の検証・評価 テーマ②「学習支援について」 【教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課】 【公益財団法人 川崎市国際交流協会交流事業課】
5	5月20日（木）	施策の検証・評価 テーマ③「施策推進の地域拠点づくりについて」 【市民文化局市民生活部多文化共生推進課】
6	7月1日（木）	施策の実施状況（事務局報告） 指針の改定に向けた検討
7	8月27日（金）	施策の検証・評価 テーマ④「川崎区における外国につながる児童・生徒の学習支援」 【川崎区役所地域みまもり支援センター地域ケア推進課】
8	11月26日（金）	施策の検証・評価 テーマ⑤「多文化共生推進課」 【市民文化局市民生活部多文化共生推進課】 第1期のまとめと報告書の作成について
9	2022（令和4）年 2月 2日（水）	第1期のまとめと報告書の作成について
10	3月18日（金）	第1期のまとめと報告書の作成について